

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度救急教育等業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 隨意契約理由

重度傷病者に対する救急救命処置を行うために、救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号。以下「法律」という。）が制定され、大阪市消防局（以下、「当局」という。）においても、当該法律に基づき救急救命士養成教育及び救急救命士資格取得後教育を実施しているところである。

救急救命士養成教育については、基礎から臨床に至る広範囲な医学領域にまたがるとともに、一般的な救急医療のみならず災害医療など極めて専門的な内容の教育が必要であることから、各診療科や救急・災害医療など幅広い専門医師による講義や実技実習、救急医療機関における病院実習が必要となる。

また、救急救命士資格取得後教育については、救急救命士が救急現場において特定行為等の処置を行うために必要なメディカルコントロール体制の下、救急・災害医療に係る専門性の高い教育（集中講義、症例検討会等）及び救急医療機関におけるより実践的な病院実習が重要である。

以上の理由から、救急救命士養成教育及び救急救命士資格取得後教育の実施にあっては、広範囲にわたる専門医師及び救急医療機関の協力が必要不可欠で、一貫性を持たせる必要があり、上記業者は、大阪府内の救急医療機関等及び医師の統括的な調整が可能な唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急指導）（電話番号 06-4393-6628）

高度専門教育訓練センター（救命士養成）（電話番号 06-6746-5112）

随意契約理由書

1 案件名称

高所カメラ情報収集システム機器保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立国際ハムソリューションズ 関西支店

3 隨意契約理由

本システムは、高層ビル屋上に設置したテレビカメラをコンピュータ制御し、市内一円をモニタするほか、火災救急指令システムと連動して、自動的に災害点方向に動作を行うシステムである。

本業務は、システム独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、それに対応する技術資料及び技術者を保有しなければ、本業務を履行することができない。

本システムの納入業者である株式会社日立国際電気は、保守メンテナンスに関する業務について上記業者を指定しており、上記業者はシステム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務が履行できる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

消防訓練指導業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪消防振興協会

3 隨意契約理由

市内には、不特定多数の市民等が出入りする建物のうち、消防法に基づいて防火管理者を定め、消火・通報・避難の訓練を実施することが義務付けられたもの（以下「指導対象物」という。）が約 13,000 あり、当局では、指導対象物の関係者が万一の災害に遭った際に適切に対応できるよう、火災に関する自らの知識、経験等に基づきそれぞれの建物実態に適した訓練要領をアドバイスする消防訓練指導により、災害発生時の被害軽減に努めている。

本業務は、指導対象物への消防訓練指導について年間 6,500 件を委託するもので、電話等による訓練実施の促進と、直接、訓練現場に立ち会って実施する助言及び指導、また、自主的に行われた訓練について実施する助言及び指導を主な業務とする。

また、指導対象物の形態等の多様化に伴い、平成 27 年以降に施行された改正消防法施行令により社会福祉施設や病院等の用途区分が見直されるなど、建物それぞれの実態に合わせた防火管理体制がさらに重要となっており、変わりゆく状況に適切に対応した委託内容とする必要がある。

このような現状に鑑み、当局では、消防訓練指導の機会を捉えて行う消防計画 の作成・見直しに係るアドバイスを本業務の一つとして委託し、指導対象物関係者に対して消防訓練の重要性を含めた防火管理に関する総合的な意識向上を図ることとした。

こうした業務の履行には、より高度な知識や技術が必要となることから、火災予防業務に係る高度な知識・技術・経験を蓄積した予防技術資格者の経歴を有する者により、組織内で業務従事者に対して指導・助言する体制の確保を受注者に求める必要がある。

上記法人は、予防技術資格者の経歴を有する者や防火対象物点検資格者といった本業務の履行に必要な知識・技術・経験を有する者による業務体制を確保しており、本業務の目的を確実に達成するためには上記法人以外では履行が困難である。

よって、上記法人を指定するものである。

消防計画：消防訓練の実施のほか、消防用設備等の点検・整備、火気の使用・取扱い、避難又は防火上必要な構造・設備の維持管理、収容人員の管理、南海トラフ地震を含む地震対策等について定める防火管理の基本計画

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局予防部予防課（自主防災管理）（電話番号 06-4393-6330）

随意契約理由書

1 案件名称

自主防災指導業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪消防振興協会

3 隨意契約理由

本業務は、8,500 の対象建物に立ち入ってその状況を確認し、火災予防の観点から、階段、廊下、防火戸等の施設の管理をはじめ、防火管理、消防用設備等、危険物その他の防火・防災に関する知識・技術を当該建物の関係者等に指導することを主な業務としている。

また、従来消火器の設置義務がない延べ面積 150 m²未満の飲食店等に対してその設置を義務付ける方向で消防法令改正が現在予定されており、当該改正が行われれば市内の相当数の飲食店で新たに消火器の設置が必要になると見込まれている。当局では、その実態調査及び設置指導を従前の業務とあわせて委託することにより効率的に業務を行えるものと考え、本業務の一つとすることとした。

このような社会情勢の変化や法令改正等に応じて必要となる調査や指導などの委託にあたっては、その内容は変わりゆく状況に適切に対応したものであることが求められる。

そして、新たに規制される消防用設備等の設置指導等にあたっては、個々の建物の具体的な規模や使用状況などについて見取り、聞き取りを行って消防法施行令別表第一に定める用途を確認し、当該設備の設置基準に照らして設置の要否を判断した上で新規制の対象となる事業所の数、場所等の実態を把握し、建物関係者には法令改正の趣旨や設置基準、届出等の制度内容等を周知し、各建物の状況に応じた指導を行う必要がある。

こうした業務の履行には、より高度な知識や技術が必要となることから、火災予防業務に係る高度な知識・技術・経験を蓄積した予防技術資格者の経験を有する者により、組織内で業務従事者に対して指導・助言する体制の確保を受注者に求める必要がある。

上記法人は、予防技術資格者の経験を有する者や防火対象物点検資格者といった本業務の履行に必要な知識・技術・経験を有する者による業務体制を確保しており、本業務の目的を確実に達成するためには上記法人以外では履行が困難である。

よって、上記法人を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局予防部予防課（第 1 査察）（電話番号 06-4393-6373）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度都島消防署ほか 11 か所ガスヒートポンプ式空調設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

3 隨意契約理由

各署所のガスヒートポンプ式空調設備は、経過年数に応じたより質の高いメンテナンスが必要であり、また防災活動拠点として常に良好な状態を維持する必要がある。

このような状況に際し、機器定期点検・故障時の緊急対応・故障修理・遠隔管理等、総合的に一括保守管理を行うフルメンテナンスサービスがある。

当該サービスを提供できるのは、製造メーカーとの共同開発により製造販売・点検・整備すべてに携わり、製造品質及び保守管理の責任を併せ持っている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

車載端末装置保守業務委託（その2）

2 契約の相手方

パナソニックシステムソリューションズジャパン 株式会社

3 隨意契約理由

車載端末装置（以下「装置」という。）は、消防車両等の位置・動態を管理し、災害現場に最も近い消防車両等を出場させる消防車両動態管理・情報電送機能のうち消防車両等に搭載している装置である。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

上記事業者は当局保有の装置のうち、平成16年度～平成21年度に当局向けに開発製造したものについては、装置独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、また、装置の障害発生時や点検整備に部品の確保ができ、運用に影響を与えることなく確実に作業を行える唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

車載端末装置保守業務委託（その1）

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所

3 隨意契約理由

車載端末装置（以下「装置」という。）は、消防車両等の位置・動態を管理し、災害現場に最も近い消防車両等を出場させる消防車両動態管理・情報電送機能のうち消防車両等に搭載している装置である。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

上記事業者は当局保有の装置のうち、平成22年度～平成26年度に当局向けに開発製造したものについては、装置独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、また、装置の障害発生時や点検整備に部品の確保ができ、運用に影響を与えることなく確実に作業を行える唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

隨 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平成30年度救急車の定期点検整備、継続検査整備業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪トヨペット(株)

3 隨意契約理由

高規格救急車は、国土交通省で専用車両として認可を受けた車両で、救急救命士が定められた処置を行うための設備、機能を備えた車両として製作されている。

高規格救急車は、患者用の防振ベッド装置やストレッチャー収容装置などのほかに医療器具用のための電装装置や、車両の盗難防止装置など一般に開示されていない装置が装備されている。これらの各装置の構造・整備基準などを十分に理解しなければ、安全で確実な整備を実施することはできない。

上記指定業者は、当該高規格救急車製造会社の系列会社であり、大阪市域において、特殊装置を含めた整備技術の提供及び指導を製造会社から受けている唯一の業者である。

また、高規格救急車は専用の部品を多用しており、その調達に関しても、系列会社では一般の整備業者よりも早くできることから、整備時間に要する時間を短縮し、救急車両の運用休止期間を最短とすることが可能になる。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

消防情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社 関西支社

3 隨意契約理由

当局が保有する消防情報システムは、119番通報等を受信するとともに、災害地点やその距離、災害内容などの情報から、最適な消防車両や救急車両の出場隊編成を行い、該当署所へ専用線を利用して出場指令トーン、音声指令、出場指令書を出力させるシステムである。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

上記業者は、システム及び構成する機器を開発・納入した業者で、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、また、機器の部品の確保ができる、本保守業務を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度消防局庁舎(西消防署併設)ゴンドラ設備定期点検業務委託

2 契約の相手方

日本ビソー株式会社

3 隨意契約理由

ゴンドラ設備は、労働安全衛生法第 41 条及びゴンドラ安全規則第 21・24・27 条に基づき、定期点検及び性能検査を実施する必要がある。また、ゴンドラ設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

大阪市消防局庁舎(西消防署併設)に設置のゴンドラ設備は、上記業者が現地の状況に合わせて設計、製作及び設置したものであり、部品や構造等についても独自のものとなっており、その適正な点検、管理及び補修は製造したメーカーでなければ不可能である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（機械）（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

救急等車載デジタル無線機積替業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 隨意契約理由

今回積替対象となる救急等車載デジタル無線機は、指定する救急車両等からデジタル車載無線機を積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

今回積替えるデジタル車載無線機は、上記業者が製作したものであり、機器動作確認・分解清掃・機器調整及び試験を含む一連の積替業務については同社しか実施することができない。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

隨 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車特殊装置点検整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 隨意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的としてはしご自動車の安全基準に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は(株)モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記(株)モリタテクノスは製作会社からははしご車特殊装置点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は(株)モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）

随意契約理由書

1 案件名称

消防車両ポンプ装置保守点検整備（4）業務委託

2 契約の相手方

小川ポンプ工業株式会社

3 隨意契約理由

消防車のポンプ装置は、ポンプ装置を使用した消防活動を目的として道路運送車両法及び消防法に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該消防車のポンプ装置は上記事業者製であり、ぎ装全般について同社独自の技術で設計製作されており、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。そのため、上記事業者以外では本点検整備を履行することが不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

消防車載デジタル無線機積替業務委託

2 契約の相手方

株式会社富士通ゼネラル

3 隨意契約理由

今回積替対象となる消防車載デジタル無線機は、指定する消防車両からデジタル車載無線機を積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

今回積替えるデジタル車載無線機は、上記業者が製作したものであり、機器動作確認・分解清掃・機器調整及び試験を含む一連の積替業務については同社しか実施することができない。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）